

住宅扶助費削減の撤回と生活扶助及び冬季加算の削減  
中止を求める意見書

安倍内閣は、社会保障拡充のためという理由から消費税増税をしながらも、生活保護費を相次いで削減し、さらにその方針を徹底しようとしている。

本年7月からの住宅扶助費の削減により、多くの保護受給者が新たな苦難を強いられており、安い家賃の住居へ引っ越すよう求められたり、大家と家賃の話し合いがまとまらなければ転居を求められたりするケースが相次いでいる。

「母子家庭はなかなかアパートを貸してもらえず、学校の近くでやっと今の場所を見つけたのに、子どもの通学はどうなるのか」という母親や、「長年住み慣れた地域を離れ、今になってなじみのない地域に行くことは、とてもできない」と語る高齢者など、保護受給者の不安は深刻である。

このような乱暴なやり方に批判が広がる中、厚生労働省は本年4月、通勤・通学や通院などに支障がある場合には、従来どおりの扶助費でそれまでのアパートに住み続けることができるなどの「経過措置」をとるよう自治体に通知したが、対応を自治体任せにするのではなく、国は一貫した責任のもとで保護受給者の権利と利益を優先した対応をとるよう徹底すべきである。

住宅扶助費削減は、安倍政権の社会保障費削減路線の一環として実行されたものである。2015年度から2018年度までの総額190億円の住宅扶助費削減は、保護受給世帯の3割に当たる約44万世帯に影響を及ぼすことになる。また、食費・光熱水費に当たる生活扶助費は、すでに3年間で740億円にのぼる引き下げが実施され、本年11月からは冬季加算の削減も行われようとしている。これらをすべて実施することは、保護受給者の暮らしと健康をないがしろにすることに等しいものである。

よって、国会及び政府においては、住宅扶助費削減を撤回し、冬季加算の削減計画と現在進めている生活扶助費削減を直ちに中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）11月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川佐和子議員